

農業用廃プラスチック類は 許可された業者で適正に処理しましょう!!

使用済みのビニルやポリエチレンフィルム、肥料袋などの「農業用廃プラスチック(廃プラ)」は産業廃棄物であり、**野焼きや不法投棄が禁止されています。**

廃プラは、排出した事業者が**自らの責任で適正に処理**することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられています(排出事業者責任)。

廃プラの運搬や処分を業者に委託する際は、「**産業廃棄物収集運搬業許可証**」「**産業廃棄物処分業許可証**」などを必ず確認してください。

野焼きや不法投棄だけでなく、無許可業者に委託した場合も、**5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金などの罰則が科せられる場合がありますので、注意**してください。



運搬時の表示義務について

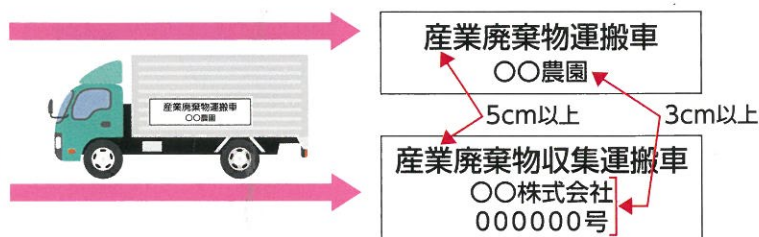
産業廃棄物(廃プラ)を運搬する際は、その運搬車の側面に、次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の表示

- ① 産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ② 農業者名

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合の表示

- ① 産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ② 業者名
- ③ 許可番号(下6ケタ以上)



表示の際の注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

県では地域毎に協議会を設置し、農業用廃プラスチック類を取りまとめ、共同で再生処理する取組を推進しています。

鹿児島県農業環境協会・鹿児島県

ポリエチレンフィルムや塩化ビニルフィルム等の分別

- ◆ 材料の種類別(ポリエチレン, 塩化ビニルなど)に分類してください。
- ◆ 分類したフィルムは, 土や砂を落として, 同じ種類のひもで3か所をしぼり, 適切な梱包をしてください。
その際, 針金等の異物が混入しないように十分注意してください。



鉄骨ハウス(ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム)



パイプハウス(塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム)



トンネル(塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム)



マルチ(ポリオレフィン系フィルム)



べた掛け(ポリオレフィン系フィルム)



ポット(その他プラスチック)



育苗トレイ(その他プラスチック)



サイレージラップ(ポリオレフィン系フィルム)



被覆肥料(その他プラスチック)
スケーリングの目盛りは1mm

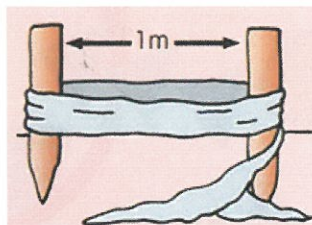
ポリエチレンフィルム等 統一マークの表示

農PO

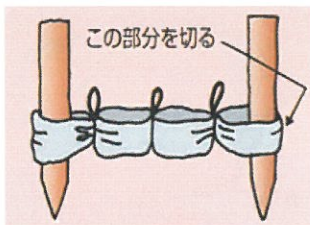
概ね1mおきに青字以外で印刷
※印字なしの製品も多い

主な用途

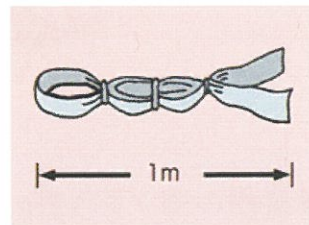
マルチ(白, 黒),
内張カーテン
ハウス用被覆ビニル



①木杭を1m間隔で打ち込み巻きつけていく



②3か所をしぼる(1梱包10~20kg程度)片側1か所を切断する



③杭から取り外した状態切るのは1か所で良い

塩化ビニルフィルム 統一マークの表示

農ビ

概ね1mおきに青字で印刷

主な用途

ハウス用被覆ビニル
トンネル用被覆ビニル



①泥やゴミを落とす



②つづら折りにする



③持ちやすいよう3か所をしぼる

フッ素フィルム(エフクリーン)の適正処理

資料: AGCグリーンテック(株)HP

エフクリーンは大気中では燃えませんが, 加熱するとフッ化水素ガス等有害な分解ガスが発生するので絶対に火の中に入れない

分別回収

使用済みエフクリーンは, 全量回収を基本としているので他の農業用資材を絶対に入れずに「専用回収袋」に入れて所定の送り先へ送付する。

